

会議録

平成26年度第1回 藤沢市子ども・子育て会議及び
藤沢市次世代育成支援施策推進委員会

日時 2014年(平成26年)5月16日 13:30～15:30
開催場所 湘南NDビル6階 6-1会議室
出席者 21名
傍聴者 8名
議題 (1) 各種基準の条例等骨子案について
(2) 量の見込みについて
(3) その他

<委員委嘱>

山村委員の退任に伴い、新たに小泉委員を委嘱した

<事務局より市職員委員交代の報告>

人事異動に伴う青木委員・須山委員の退任により、平岩委員・田淵委員を任命したことを報告した

<各議題についての委員からの意見・質問等>

■議事1 各種基準の条例等骨子案について

事務局 栗山より資料3により新制度施行への全体スケジュールについて説明

武井より資料1により各種基準の条例等骨子案(保育)について説明

山下より資料1により各種基準の条例等骨子案(放課後児童健全育成事業)について説明

○資料1の21ページで、児童ひとりにおおむね1.65㎡の広さということだが、畳でいえばどれくらいの大きさか。(秋田委員)

→畳一枚が一間と三尺、つまり1.8×0.9で、約1.65㎡、畳一枚になる。(事務局)

○以前国が出した資料の87ページの放課後児童クラブの充実というところで、障がい児のことが出ている。5人以上の障がい児を受け入れた場合に、職員の加配の話がある。私が保育を行っているどんぐり園では障がいを持ったお子さんを受け入れているが、小学校で特別支援学級に進み、子どもたちと交流する場がなく家の中にもってしまうという課題がある。障がいを持った子どもたちが学童に入るのはなかなか難しいと聞くが、入れるように職員の加配ができないものなのか。(津久井委員)

→事業者が運営する側にあたっての基準はいわゆる最低基準で、参酌と言いながら標準のよ

うな扱いで、その基準について市の考え方を説明した。国の子ども・子育て会議の中で障がい者の議論は出ているが、今回の省令で発表されなかった。現状、通常の区画面積が足りないなかで、さらに障がい者についてはバリアフリーなどそれなりの整備を伴うので、そこは運用のこととして考えている。結局受け入れたいという事業者がいても、実際基準を満たしていない設備では安全面に非常に欠けるという点、それから職員の加配については必要性が高いことは十分承知しているが、障がいにより個人個人の需要が異なる。児童クラブという健全に育つための遊びや集団生活の場において、さまざまある障がいの種類に対する介助のための加配は、当然していこうとは思っている。しかし、あくまでも今回の基準は施設整備のためのものなので員数については基準を求めず、運用の中で行っていききたい。例えば、基準の2人以上の指導員を配置して、1人が有資格者、40人の子どもの中に障がいと認められる援助を必要とする方が3人いるというとき、とても指導員2人では無理だろうということになるので、独自に別の資金的援助などでやっていきたい。(事務局)

○考えているということは分かった。「はじめに」で国は「質の高い幼児期の学校教育」というふうに大きく書いているが、では、これまで質の低い教育だったのかと思うような文章になっている。今以上にさらに質の高い幼児期の学校教育・保育とは、具体的には何を示すのだろうか。(津久井委員)

→今現在やっている、保育・教育を一体化することによって質を上げることが求めているのではないかと思う。(事務局)

○(今の説明では)分からない。(津久井委員)

○補足すると、事務局が送付した資料の83ページに質の改善について載っている。例えば人数比でいえば、3歳児であれば子ども20人に保育士1人を15人に1人にするとか、1歳児を6人から5人にするとか、あるいは研修の機会を確保するため代替保育士を確保する等、これで十分かというのは別にして、そういう趣旨で質の高さを目指そうというものだと思う。(瀬木委員)

○保育や教育の質というものは、なかなか具体的に可視化したり文章化したりして伝えるということが難しい。ただ、これまでの我が国のいろいろな施策を考えたときに、待機児の問題もだが、量の確保にエネルギーが注がれてきた。冒頭で申し上げたように少子化が進む中で子どもの教育の環境がかなり変わってきており、量の確保だけでは、これからの子どもたちの健やかな成長・発達が考えられないということで、質も含めてということにはなっているが、国が示している厚い冊子もあるものの、それでどれだけの質の確保ができるかという、あまり期待できない側面もある。やはり整備するには必ず財政的な裏づけ等が必要になるので、可能な範囲で質を高めていくことになる。例えば、瀬木委員がおっしゃった人数比を、従来どおりにするしかないところもあるだろう。新たな幼保連携型認定こども園について、もう少し丁寧な説明がないとイメージできないのではないかと思うが、基本的には、これまでの幼稚園と保育園の良い条件をおさえていこうというものだ。具体的な例でいえば、教育の質を高めるために重要な職員の研修。保育所もちろん研修を行っているが、しっか

りとした法の支えがないまま努力でやっている。それに比べると公立の幼稚園は、初任者研修や 10 年目の研修が認められている。こういう違いがある中で、良い方の条件に近付けていこうという趣旨で、質の高い幼児期の学校教育・保育と書いてある。しかし、就学前の幼児期の学校教育というところで、「質の高い教育」の捉え方がさまざまあるので、かえって子どもの育ちにとってマイナスになる危険性もはらんでいるということ、こういった会議において話し合いをしていかないと、市民は判断が難しいだろうと思う。藤沢市の状況をできるだけ具体的に委員が理解できるような説明を事務局にお願いしたい。(増田委員長)

○資料 1 の 21 ページ、放課後児童クラブの資格について、現在の藤沢市の有資格者の割合はどの程度か。(小菅委員)

→児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条第 2 項があり、いわゆる児童の遊びを指導するという者というが、この者が都道府県の研修を受けて指導員になれる。平成 25 年 5 月 1 日時点で、だいたい全体の 80%くらいが満たしている。(事務局)

○資料に基準が書いてあったということを見ると、その指導員の資格を持っている率が低いのかと感じたが、藤沢市はかなり高いようだ。(小菅委員)

■議事 2 量の見込みについて

事務局 栗山より資料 2 により量の見込みについて説明

武井より参考資料 1 から 3 について説明

横田より参考資料 4 について説明

○放課後児童クラブは、臨時で預けることはできるのか。(星委員)

→基本的に保護者が就労などによって家庭にいない子どもに対しての事業となっているため、現在のところ一時利用は実施していない。(事務局)

○幼稚園では、延長保育で預けることができる。今後小学校に進んだ場合に、臨時で預けたい時に預けられると便利だと思うので、そういう事業を広めてほしい。(星委員)

→夏休みなど長期休みのところでの要望が結構多いので、そういったなかで一時利用のあり方を検討するのではないかと思う。(事務局)

○参考資料 4 の放課後児童クラブの入所状況一覧表について、障がい児という言い方がいいのかわからないが、その数を出すということは難しいか。(金井副委員長)

→今年の 4 月 1 日現在で、療育手帳などの手帳を持っている方が 17 名、学校に入るときに就学相談などを受けた配慮が必要な方を含めると 128 名いる。(事務局)

○経験から言えば、放課後児童クラブへのそういったお子さんの受け入れは非常に困難な経過をたどってきたので、こうした会議で、絶えずこの問題について意見を出し続けてきた立場からすると、年々入所している数が増えていることは、成果として受け止めていいのではないかと思う。ただ、先程来出ているように「質の高い」対応について、どう対応していくのかということになるかと思う。そういったお子さんを抱えている父兄や家族の苦労とい

うものは大変なものなので、絶えず、その視点を担当部署で持ち続けてほしい。できれば、数を資料に載せることができればいいと思う。(金井副委員長)

○今回は、未就学児の保護者を対象に国の定める調査項目に従って需要調査を行ったが、当然、障がい児を持っている保護者にも関心あることなので、この2月に小学校1年生から4年生までのお子さんの保護者、全員ではないが、特別支援学級に通っているお子さんの保護者に対しても児童クラブに関する調査を行った。単純集計によると入所を希望している方もいるので、今後整備計画の中で検討していきたいと考えている。(佐藤委員)

○本日の議題は基準のことなので、私が質問したことが資料に出ていないのは承知のことだが、この一覧表に数が出ていると同時に、質の高さというものは数字が出ていればいいものではないので、児童クラブはこういった件についてどう対応しているのか、非常に重要だと思う。(金井副委員長)

○保護者にも、障がいを持っている児童だけを集めてクラブにするのか、あるいは一般の児童クラブに入りたいのか等、いろいろな要望がある。それも含めて検討していきたい。(佐藤委員)

○健常という言葉は使いたくないが、そういうお子さんを抱えている父親や母親、父兄がどう考えているのかは非常に大事な視点だ。ここで発言する機会ではなかったかもしれないが、話をさせてもらった。(金井副委員長)

○資料1の21ページの説明で、藤沢市の児童クラブは定員数が多いということで、分けて捉えるということだったが、定員数を見ると神明のみだけが40名で、あとはほとんどがそれ以上になっている。市としては、定員数を下げているのか。それとも、先程の説明のとおり、この定員数のまま児童を分けて60名であれば30、30であるとか、そういう対処をすることを考えているのか(秋田委員)

→そこは経過措置を取る。2,680人入所しているが、一人あたり1.65㎡は全くない。整備基準水準の1.65を守ろうとすると、この中の3割以上の児童は溢れてしまう。入所できないと断るわけにはいけないので、定員と実質入所数の考え方は別にする。児童クラブは学校が終わって「ただいま」と帰る場所であり、そこから塾に行ったりするので、各園で実質そこに入所している状況を見て、たとえば塾などで2割はいないとなれば、定員としては2割増しといった設定をする。しかし、その設定をしても溢れてしまう。毎年4月1日は当然、入所率が非常に高いので、年間を通じた考え方を取りたい。年度末に向かって、特に夏休み等を過ぎると1割くらい入所数が減少するといったことも考慮しながら、ご意見にもあった一時預かりも合わせて定員を考えていきたい。ただ、いずれにしても足りない。量の見込みの4,000という数字が出ているが、現状の2,600でも基準を満たそうとすると入れないので、今後どのような整備を必要とするかは、一学校にもうひとつとまではいかななくても、学校区の間にもひとつ作る等考えている。(事務局)

○今の話に関連して。私は下土棚保育園の園長をつとめているが、単純に考えて、保育所が増え、そして子どもが保育所を卒園したら何人かは児童クラブに入ることを考えれば、この放課後児童クラブの待機児童 13 人というのは、ピンと来ない。父親・母親が働いているため保育園に預けて、小学校へ上がったら働かないなどということはないだろう。当然、ほとんどの方が児童クラブへ預ける希望を出すと思う。地区と地区の間に児童クラブを作る話をしてきたが、相当増やさないと親は困るのでは。(小菅委員)

→そのとおりだと思うので、ぜひ議論をお願いしたい。(事務局)

○仕事場の近くに学童があるが、保育園に預けていた方が学童に入所させるかどうかというとき、保育料がもったいないという理由で、鍵を子どもに預けて鍵っ子にする方が意外という。また、親は働いているけれども、子どもが自分の好きな友達と遊べないということで、学童に一旦入ったものの家で遊んで、好きな友達のところに行くというケースが結構ある。あと、保育料が今高いのか安いのか知らないが、どうか。(津久井委員)

○学童保育の保育料は、月 2 万円くらいでは。(小菅委員)

→公益財団法人藤沢市みらい創造財団が実施している 42 の児童クラブについては、1、2 年生がおやつ別で月額 1 万 4,500 円。3、4 年生が 1 万 4,000 円、5、6 年生が 9,500 円。

○おやつ代は込みか。(小菅委員)

→おやつ代は 2,000 円。(事務局)

○先程の児童クラブの待機児童が予想より少ないという話題に関して。当園では藤沢型認定保育所とベビーシッター事業を行っている。藤沢市にも相談予定だが、2014 年 4 月に補助金なしで学童スペースも運営を始めた。

藤沢型認定保育所ではあるが認可外保育園に属するので、0 歳から 2 歳までが非常に多く入ってきている。それが 2 月になると、認可保育所の月極保育料が各家庭に通知され、その結果、みな退園して認可保育所の方に移っていく。認可外保育園にはそういう現状がある。公費の補助を受けていない認可外保育園については、かなり厳しい状況でやっているのではないか。民間での保育園運営は、チラシの配布と営業活動を行わなければならない。

今の日本の傾向を見ていると、短時間正社員という形の正社員やシフト制のパートタイムなど、働き方が多様化してきている。先程、学童の一時利用について話があった。入園の申し込みやベビーシッターの契約をするときに私は保護者に話を聞くが、小学校 1 年生になったときにいろいろな不安が生じていると耳にする。例えば、授業が終わってから小学一年生の我が子がどうやって過ごすのか、ということ保護者が相談してこられる。例えば、今日は夕方までサッカー教室に行かせるとして、学童からサッカー教室までひとりで行けるのかという不安がある。そういったところを繋ぐという部分ではファミリー・サポート・センター事業があって、通常は送迎というよりは自宅で預かる事業になっているが、送迎等もやっている所以で習い事へ連れて行くということができる。ただし、マッチングされた「まかせて会員」の都合が悪いときには対応できない。ファミリー・サポート・センターだけを利用したいという家庭、ベビーシッターに依頼したいという家庭、あるいは、費用はかかってもしよ

うがないということで、ベビーシッターとの年会費の契約もして緊急で対応してくれる方法を確保している保護者もいる。

0歳から小学校1年生はさまざまな家庭の悩みがあるので、今後、藤沢市として子育てしやすい地域を作るということを考えていくうえで、もちろん認可保育園の定員を増やすことに加えて、多様な保育スタイルを構築していかなければ市民も納得しないと思う。

子育てのニーズ調査に関してはすでに終了したが、「量が多くて書く気もしない」という意見も前回の子ども・子育て会議で出たが、どこかでニーズをくみ取るという話を会議の場でしていたので、本当に保護者が求めているものはなんなのか、生の声を吸い上げることを至急やらないといけない。新制度の開始まで1年を切って、もう5月。国の子ども・子育て会議は14回、15回開催して公定価格等の話題も出ている。それに伴い藤沢市もスピードアップして策定していかなければいけない。今日の議題は2つあったが、話が拡散してなかなか前に進まない。決めなければいけない項目を絞って、スピード感を出し、平成27年4月に間に合わせるよう、この会議で検討を決めていきたい。(浅原委員)

○今、浅原委員から子育てをしている方のニーズをしっかりと把握できているかという指摘があった。数値は今日示されたが、かなり現実の数字と国が示した手法による数字との間に乖離がある。今後この2つが重なっていくのか、また、藤沢市はこれだけ待機児もいるけれども、人口そのものが確実に減少することが明らかになっている。こうした流れのなかで市は基本的姿勢を説明しているが、この会議でもできるだけ具体的な意見を出していく。市側からもこれからの対応で疑問となっていることがあれば、出していただきたい。(増田委員長)

○国の会議をうけて月1回程度、県の会議が開かれている。委員へ示した量の見込みの概数を県へ報告したので、現在、県で集計作業を進めている。最終的には、県が市町村の量の見込みがどのくらいあるのか算出するが、市としても量の見込みに乖離があるということで、6月いっぱいかけて県と調整をし、市としての量の見込みと、それから確保対策を決定していかなければならない。県の標準的な算出方法をどう捉えるか。たとえば、地域子育て拠点支援事業はすべてのお子さんが対象なので、当然フルタイムで父親・母親が働いていると子育て支援センターはなかなか利用できない。どうやって数字をおさえていくのかというのは県の説明会を受けて6月末に1度報告する。県も予算編成があるので、9月末までにだいたい県の量の見込みを決めたいようだ。市も、次の会議までにはだいたいの考え方を示すことができると考えている。(佐藤委員)

○幼稚園で預かり保育をしている数は30ヶ所とあるが、長時間保育を見越すなかで、実際に預かり保育が行われている数字は反映されているのか。(増田委員長)

○各園ごとの園児数については、手元にはないが把握している。新制度における長時間の預かり保育というのは、幼稚園の項目になっているが、基本的に認定こども園への移行が前提になっている。1園ほど、法定価格等がどうなるか見据えて移行を検討したいという申し出は受けている。幼稚園にとって情報不足の面もあると思うので、周知に取り組んでいきたいと考えている。(和田委員)

○では、総数も把握しているのか。(増田委員長)

○している。(和田委員)

○認定こども園への移行について市はどのような考えか。(増田委員長)

○認可保育所の定員は 820 人の拡大を進めている。さまざまな形態の保育を実施することが新制度のひとつの目的だと思うので、いわゆる地域型と両輪で進めていくものだと思うている。一方施設型も、幼稚園の意向を尊重しながら極力預かりを増やしてもらえれば、新たな保育園の施設整備が必要なくなる部分も当然あると思う。市としては、こども園への移行についても支援していきたいというのが基本的なスタンスだ。(和田委員)

○みな専門にやっているわけではないので 1 回の説明ではなく、支援体制と制度について常にセットで説明すると委員から意見も具体的に出てくるのではないか。(増田委員長)

○幼稚園の意見として。働く母親でなく、一生懸命子育てを中心に頑張っている母親が中心で、そういう母親たちを支援している園が多い。普通に仕事をして預かり保育を利用する方もいると思うが、たとえば私の園は送り迎えをしてもらう園のため、常勤で働いていて、祖父や祖母の支援のない中で幼稚園に通わせ続けるのは難しいので、常勤で周りの協力なく預かり保育だけでお仕事を続けている方はいない。ただ、兄弟の小学校の用事や自分のリフレッシュ、また両親の介護など、さまざまな理由で利用がある。本来、朝は預かり保育はしていないが、事情があった場合には料金をもらわずに預かりしている。そして 14 時までの保育後は、17 時までの預かり保育を受けている。だいたい 1 月延べ 70 人くらいが利用されている。水曜日は 11 時 30 分までの保育なので、14 時 30 分まで預かり保育を受けている。新制度での認定こども園は 1 日 12 時間保育が基本で、やはりこちらとしては、難しいという現状があるが、少しでも保護者が楽しく子育てを出来るような支えを精一杯していこうと思う。また、困難な状況では、極力期待に沿えるように考えている。(國尾委員)

○参考資料 3 の私設保育施設の現状で、幼児教育施設を除くとある。私は私設保育施設である幼児教室どんぐり園というところで仕事をしているが、実際には幼児教育施設というふうに言われている。幼児教育施設を除いた理由というのは、子育て支援事業の枠外ということで除かれたのか。幼児教室は、藤沢市に子どもがたくさん増えたときに受け入れる幼稚園がないところから始まり、自分のところは昭和 41 年ごろに出来てからずっと保育している。現在、母親たちのニーズとして 2 歳の子を見てほしいという要望が多いため、コストが結構かかるものなのだが、どこの幼児教室も 2 歳児クラスを作っている。自分のところでは全部で 12 人の 2 歳児クラスを作り、そこに保育者が 3 人入って見ている。それと同時に、近隣の幼稚園から多動や集団生活が難しいという子どもたちが締め出されてくる。発達に遅れがある子だとか、多動な子だとか。私たちはどの子も差別しないで受け入れるようにしているので、少ない人数の中に発達支援を受けている子が 2、3 人いるのだが、こういうところにも光が当たるといいと思うので、幼児教育施設を除くということがどういうことなのか

と思った。(津久井委員)

→こちらとしては、幼稚園の現状の中に幼児教育施設も入れなくていけないと思う。申し訳ない。同じ様な教育施設なので、幼児教育施設に関して答えたいと思う。25年5月1日現在の藤沢市内の幼児教育施設は12施設あり、定員が490名。実際に入っている子どもは354名いて、その内市内の子どもが320名。(事務局)

○多様な施設があってそれぞれが努力をしているわけだが、認定、藤沢型と幼児教育施設の規定を、概要で構わないので委員に説明していただきたい。(増田委員長)

→認定と書いてある施設は県と市の補助を受けていて、現在8施設ある。藤沢型と書いてあるものも条件は同じで、施設の広さや有資格者割合の面では、認定保育施設と同等だ。ただ、今後、県では認定保育施設を拡大しないという方針なので、昨年度から市では同等の施設に関して同様の補助をしている。施設内容も有資格者も同様の基準なので、県の補助金は受けられないものを市の単独で補助をしている。以上のことから、補助金額は同じだが、藤沢型認定は市単独で補助していく内容になっている。なお、基準については、面積が児童一人当たり1.98㎡、有資格者の割合は保育者の4分の3以上となっている。(事務局)

○そうすると、この幼児教育施設の基準は。(増田委員長)

→幼児教育施設は教育の施設なので、保育とは別の基準になる。幼稚園と同じ様な形態をとったなかで、県の認可を受けない、受けることができないということがひとつの要件になってくると思う。(事務局)

○要件を満たさないという具体的な理由が分かれば教えていただきたい。(増田委員長)

○園庭の広さや園舎が設置基準に満たない。(國尾委員)

○1点目。認定や藤沢型などの保育施設では、学童を抜いて738人のお子さんを預かっているわけなので、もし仮に全部地域型になれば、かなり待機児童は解消するだろうと思う。先ほどの基準というのは、多少努力をすることで地域型になれるのか、かなり格差があるものなのかという点をうかがいたい。また、もし格差があるというときに、市として地域型になるための補助をする考えはあるのか。続いて2点目。私の事業にも関わることだが、藤沢市内にも事業所内保育施設が結構あると思う。事業所内保育施設も地域型に入れるので、その実態もこの一覧に加えていただきたい。ぜひ、病院などに働きかけるといいと思う。最後に、スケジュールについて。県や国に対する動きは分かったが、保育園や幼稚園に打診する時期を教えていただければ。(瀬木委員)

→1点目の、私設保育施設、例えば認定保育施設や藤沢型認定保育施設が施設型給付を受けられる施設になれるのか、について。県の方の認定保育型施設について、今年度、8園あるうちの何園かに対して施設型を受けることができるか、実態調査に向けて動いている。施設面で言えばクリアできるかと思っているが、施設や保育者の割合のことで最も気になるのは資金面なので、これは県と調整しながら進めていく。藤沢型の認定保育施設についても、今年度の予算を取っているので、施設型給付に移れるかどうか、調査を市が単独で行う。おそ

らく藤沢型についても、認定保育施設と似た基準を設けているので、その辺りはクリアできるかと思う。資金面がちょっと問題かとは思いますが。2点目の事業所内保育について、現在こちらの資料はないので提示したいと思う。最後の、施設等の打診の時期について。保護者に対して、また施設に対してもしなければならないと思うが、県では、たとえば、施設型給付への移行調査を6月に行うということなので、幼稚園や民間保育園に対して夏ごろには。保護者もどういふことが変わるのか、保育料はどうなるのかということが知りたい情報だと思うので、夏ごろを目安として情報提供したいと思う。(事務局)

○私設学童施設というものが藤沢市にないわけではないと思うが、今年度初めて運営すると浅原委員が発言されていたが、私設の学童も一覧があると見た目も変わるのではないかと思うがどうか。(小林委員)

→いわゆる民間の学童と称しているものは、把握していない。省令の施行にあたって、市町村として大事なところだが、届出を全部させるのか基準も定まっていない。塾を学童というのか、そういう世界になってしまうため。(事務局)

○今日の会議では児童クラブのことで委員にさまざまなご意見をもらい、大変参考になった。新制度に向けて最も心配しているところは、保育園や幼稚園が量的拡大していくにつれて、やはり保育士や指導員の需要が増えることだ。指導員は市内で200人以上に及ぶが、この確保がどうなるかと大変心配している。児童クラブで働いている保育士の指導員が保育園の方に流れていった現状もあり、今回出ていないひとつの課題かと思う。(梶ヶ谷委員)

○委嘱を受け、初めて会議に参加した。私自身、幼稚園、保育園そして児童クラブにお世話になっている。学校としても、やはり乳幼児と学童の低学年児が非常に大事であると認識している。低学年、特に1年生において新入生サポート講師という制度を使って、1年生の教室にサポート講師が1時間程度入って2人体制で見えていくことにより、例えば、物の出し入れがスムーズに出来ない等のことを少し手伝ってあげるだけでも、学校生活への適応が早まるとか、低学年を充実させることによって6年間つまらずに過ごせるような取り組みを十数年近くやっている。幼・保・小、中学と連携して取り組んでいければと思う。(小泉委員)

○幼稚園、保育園、児童クラブそれぞれが懸命に工夫していることが今日の会議で分かった。保護者の方たちのニーズに対する多様な施策をこの会議で考えられるとよい。話は変わるが、送付された報告書の130ページで、満足度が高いところと低いところがあるが、できれば地域別の分析を出してもらえるとありがたい。地域によってどれだけの満足度があるのか、あるいは仕事の両立をしている方の満足度は高いのか、そういった数字が、今後の市独自の施策を考える際のデータのひとつのなるのではないかと思う。(新實委員)

→次回の会議で、今までのデータを参考資料と同じかたちで出したい。(事務局)

○児童クラブについての補足。児童福祉法が改正されて、これまで「市町村、社会福祉法人その他の者は社会福祉法に定めるところにより放課後児童健全育成事業を行うことができる」という規定だったものが、市町村にあらかじめ届出をしなければならないという規定に変わった。塾と児童クラブをやっているところが増えているという話が出たが、児童福祉法に基づく児童クラブを運営する場合には市町村へ届出する義務があり、条例の定める基準に従って行うことが原則になる。(佐藤委員)

○終わりのところが決まっているのに、国がまだ進行中で内容そのものがなかなか決まらないという状況の中で、事前に委員へ資料を提供するというかたちが取りづらいが、可能な限り、国の動きがあったところで早急に対応してもらい、次回の会議までに資料等を事前配布して、会議がより有効な話の場になればと思う。(増田委員長)

以上